

Ⅲ オンブズマンの発意による調査(令和7年度)

札幌市における女性支援の現状について

～困難女性支援法施行後の取組と課題～

札幌市オンブズマン 梶井 祥子

調査の趣旨

I 問題意識

札幌市は女性の人口割合が多く、若年期から中高年期の女性自立支援に注力することは地域社会の持続可能性の観点からも重要な課題であると思われます。

第5次男女共同参画さっぽろプランでも、札幌市の合計特殊出生率の低さ、男性を上回る20代女性の東京圏への流出、男性の2倍以上となっている非正規雇用者の割合などの背景を踏まえ、「政令指定都市の中で女性の人口比率が最も高い札幌市においては、困難や不安を抱える女性への支援は重要な市政課題の一つである」との認識が示されています。

一方、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」では、各自治体に対して、多様な困難さを抱える一人ひとりの女性に寄り添った支援体制の強化を求めており、必要な予算措置も講じられているところであります。

女性が抱える困難な状況はますます複雑化・多様化の傾向が強まっています。

困難な問題を抱える女性に対し、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築のためには、包括的なハブとなる「ワンストップ・サービス」の機能が必要不可欠であると思います。適切な支援にたどり着くための入口となるものであり、支援する側にとっても重要な資源となります。

中長期にわたる伴走型支援を可能とする「保護施設」の充実、実行力のある「官民協働体制の強化」は支援の実効性を担保するものであると考えます。

II 調査の目的

困難女性支援法では、都道府県に「女性相談支援センター」の設置と「女性相談支援員」の配置を義務づけています（法第9条第1項、法第11条第1項）。

「女性相談支援センター」では、緊急時における安全の確保及び一時保護を行う施設を設けることが義務づけられており、緊急一時保護の委託も行われるものとしています（法第9条第3項第2号、第6項、第7項）。

一方、市町村については、基本計画の策定（法第8条第3項）や女性相談支援員の配置に努めること（法第11条第2項）、民間の団体との協働による支援を行うことができる（法第13条第2項）とされています。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室によれば、国の基本方針として、民間団体を支援のプロフェッショナルと位置づけています。民間団体はその特色を生かして、行政のみでは行き届きにくい支援を実施し、行政と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら支援を行う重要な役割を担っています。

政令指定都市である岡山市は、関係部署への調査及び民間団体へのヒアリングを基に、困難女性支援法を踏まえた基本計画を策定しています。「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」（令和7年3月策定）において「多くの団体が運営を継続する上で、税制面及び人材確保に苦慮している」との課題を示し、「運営資金を寄付や自己資金で補てんするなど厳しい運営状況にあり、人材についても、別に本業を持ちながら活動する方も多く、資金や人材が十分足りているとは言えない状況である」として、民間団体の運営に対する支援を目標に掲げています。

困難女性支援法に示された基本方針を踏まえ、本市における困難な問題を抱える女性の支援の現状について調査を行います。また「官民協働体制の強化」に欠かせない困難な問題を抱える女性への支援活動を行っている民間団体等の現状についても、調査を行います。

調査からみえてくる現状と課題から、今後ますます複雑化・多様化するニーズにも柔軟に対応できる、札幌市の未来の女性支援スタイルの可能性を探りたいと思います。

Ⅲ 調査事項

1 困難女性支援法の対象者について

本市では、困難女性支援法の対象者として、どのような人々を想定していますか。

2 本市における女性支援施策について

困難女性支援法の対象者に対する支援として、本市の各部局の管轄において実施している事業（または取組）を挙げてください。

3 困難女性支援法成立後の取組について

(1) 市町村基本計画について

困難女性支援法第8条第3項に定められた市町村基本計画について、本市の取組状況を教えてください。

(2) 支援調整会議について

困難女性支援法第 15 条に定められた支援調整会議について、本市の取組状況を教えてください。また、開催実績について教えてください。

(3) 女性相談支援員について

困難女性支援法第 11 条に定められた女性相談支援員について、本市の配置状況を教えてください。

4 道との協力体制について

(1) 道との連携について

困難女性支援法に関連した道との関わりを教えてください。

(2) 一時保護について

本市が関与した一時保護について、①道立女性相談支援センターが行う一時保護の利用状況、②民間シェルター（道の委託）の利用状況（令和 6 年度）を教えてください。

5 官民協働体制について

(1) 民間団体等との連携について

市が連携している困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体について教えてください。

(2) 官民協働体制の強化のための取組について

官民協働体制の強化のために市が行っている取組があれば教えてください。

6 今後の課題について

困難な問題を抱える女性の支援にあたり、行政の立場で認識している課題を教えてください。

市の回答

1 困難女性支援法の対象者について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第 2 条では「困難な問題を抱える女性」について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義しています。

困難な問題には、経済的困窮や健康状況、孤独・孤立など様々な状況が含まれており、相談窓口で受ける相談の中には、単に一つの問題に留まらない複雑

な背景を持つ女性もいます。

実際の相談事例として、仕事の関係者からのストーカー行為により精神状態が悪化しているにもかかわらず、頼れる身内が近くにおらず孤立状態となっている女性、アルコール依存傾向のある夫との関係に悩み、身体的不調を抱えながらも行き場がないまま何度も家を出て、その度に警察で保護されていた高齢女性、DV被害から逃れてきた母親自身に金銭管理能力の欠如が見られ、また、子どもたちには精神的不調があり、家族間の関係性も悪化しているといった家族全体が多層的な困難に直面している母子世帯などの事例があり、困難な問題の状況は多岐にわたっています。

このような多岐にわたる困難を抱える女性すべてが支援の対象であり、法の定義に当てはまる限り、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、支援の対象を広く想定しています。

2 本市における女性支援施策について

本市では、困難な問題を抱える女性に対する支援として、相談窓口を設置する各相談事業のほかに、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援などの取組を実施しています。

(1) 困難を抱える女性支援事業（市民文化局男女共同参画室）

孤独・孤立状態になり不安を抱え、社会とのつながりが途絶えている女性に対する支援を行うため、内閣府の「地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）」を活用し、札幌市男女共同参画センターが行う、ジェンダー課題に関わる活動を行っている市民活動団体の「ネットワークづくり事業」で構築された女性支援のネットワーク「Cloudy（クラウドィ）」の協力を得て、以下のア～ウの取組を実施しています。

ア SNS 相談

女性が抱える様々な悩みに対する SNS 相談を実施しています。令和6年度は460件のSNS相談がありました。

イ 相談会及びワークショップ等

生理用品等の配布を伴う相談会や居場所づくりのためのワークショップを開催し、相談先の紹介や助言、人とのつながりが希薄な女性を支援につなげられるような取組を行っています。

令和6年度は相談会を4回開催し、参加者は合計198名となりました。また、相談会の認知度向上のため、LGBT（性的マイノリティ）に対する差別の解消や多様性を認め合う社会の実現を目指して開催されたイベント「さっぽろレインボープライド」のブースに出展し、ワークショップとして開催したヨガ体験会と合わせて、134名から生活状況や相談窓口の認知

に関するアンケートを得ました。

ウ アウトリーチ型の支援

相談につながるできない女性を対象に、アウトリーチ型の訪問相談や相談者からの希望に応じて行政手続き等への付き添いを行っています。

エ アンケート調査

上記ア～ウ以外に、令和6年度に市内在住の18歳～74歳までの女性4,000人を対象として「成人女性を対象とした生活状況に関する調査」を実施し、1,322名の方から回答を得ました。

悩みや困りごとがあった場合、どこにも相談をしないと回答した層からは、相談をしない理由として「窓口で解決できると思わない」、「どこに相談したらよいかわからない」といった回答が多く挙がりました。また、「悩みや困りごとの解決のために必要と思われる環境や支援」という設問では、全年齢層で「気軽に話を聞いてもらえる相談窓口」と「利用できる支援制度の情報提供」の回答割合が高くなり、困難な問題を抱える女性への支援制度や相談窓口の情報が必要な人に届いていない可能性が示唆される結果となりました。

(2) 配偶者等からの暴力(DV)に関する相談業務(市民文化局男女共同参画室)

配偶者等からの暴力について、被害の深刻化防止を図るため、より相談しやすい環境や支援体制を整え、被害者等への相談支援を行う事業として、「札幌市配偶者暴力相談センター」での相談業務を実施しています。

「札幌市配偶者暴力相談センター」では、電話相談、面談、カウンセリング、関係機関への専門の相談員による付き添い、住まいや生活などのアドバイス、保護施設、保護命令制度の紹介など、相談内容に合わせた情報提供や助言を行っています。令和6年度は、相談件数1,061件、カウンセリングの件数は46件となりました。

(3) 性暴力被害相談業務(市民文化局男女共同参画室)

精神的ダメージが大きく、その苦痛を一人で抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、内閣府の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(性犯罪・性暴力被害者支援事業)」を活用して、北海道と「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)」を共同設置し、相談業務を実施しています。

被害者の心身の負担軽減と健康回復を図るため、専門相談員による相談、必要な情報提供や助言を行うほか、希望があれば医療機関等への付き添い支

援を行っています。令和6年度の電話、メール、SNS等の総相談件数は1,303件となりました。

(4) 困難を抱える若年女性支援事業(子ども未来局子ども育成部)

厚生労働省の「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費(官民協働等女性支援事業)」を活用して、暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を主な対象とするアウトリーチ型支援等を実施しています。

令和6年度は繁華街の夜間見回りを12回、SNS見回り(ネットパトロール)を48回実施し、184名の相談及び面談を行いました。

また、若年女性が落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な居場所の提供を行っており、令和6年度は、短期が5回、長期が2回の利用がありました。また、継続的な支援が必要となる場合に、対象者の状況に応じて行う自立支援については、2名の自立支援計画を策定しました。

加えて、情報共有や関係機関が緊密に連携することを目的に行政機関や民間団体等による関係機関連携会議を開催しています。

さらに、相談窓口の周知のために、令和6年度から新たに市内地下鉄駅構内や商業施設等の女性用トイレ及びユニバーサルトイレの各個室に広報ステッカーを掲示したところ、相談数の増加といった効果が見られました。

(5) ひとり親・婦人相談の推進(子ども未来局子育て支援部)

各区に配置する母子・婦人相談員により、ひとり親家庭等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活全般に関する相談、DV被害者に対する適切な情報提供や助言を行っています。令和6年度の相談員数は10区18名、相談件数は年間10,510件となりました。令和7年度から、相談員の配置を2名増員し、20名体制となっています。

法の施行により、現在の母子・婦人相談員は女性支援相談員となることから、本市の相談員20名分の予算については、厚生労働省の「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費(女性相談支援員活動強化事業)」を活用しています。

(6) その他の事業

上記(1)~(5)のほか、本市では、法の施行前となる令和5年3月に策定した「第5次男女共同参画さっぽろプラン」において「困難や不安を抱える女性への支援」に関連する事業を掲げております。

法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等は問わず支援の対象を広く想定していることから、法の施行後においても、困難な問題を抱える女性への支援に資する事業として、下記の事業を継続しています。

- ①ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
- ②ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務
- ③ひとり親家庭等養育費確保支援事業
- ④保育所の優先入所
- ⑤母子生活支援施設の運営
- ⑥母子生活支援施設を活用した女性支援事業
- ⑦母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ⑧養育費相談の推進
- ⑨ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業
- ⑩ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ⑪ひとり親家庭等就業支援事業の充実
- (①～⑪ いずれも子ども未来局子育て支援部)
- ⑫生活困窮者自立相談支援事業（保健福祉局総務部）
- ⑬ひとり親家庭等医療費助成事業（保健福祉局保険医療部）
- ⑭就業サポートセンター等事業（経済観光局産業振興部）
- ⑮さっぽろ外国人相談窓口の運営（総務局国際部）
- ⑯アイヌ生活相談員の配置（市民文化局市民生活部）
- ⑰性的マイノリティ電話相談事業（市民文化局男女共同参画室）

3 困難女性支援法成立後の取組について

(1) 市町村基本計画について

本市では、令和4年5月に法が成立したことをふまえて、令和5年3月に策定した「第5次男女共同参画さっぽろプラン」において、本プランを「市町村基本計画」として位置付けることを見込み、本プランの新たな基本的方向に困難な問題を抱えた女性への支援を盛り込みました。

なお、令和5年3月29日に公示された厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、「基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる。」とされております。

本市の「男女共同参画さっぽろプラン」は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、また、配偶者暴力防止等法第2条の3第3項に規定する市町村基本計画を包含していることから、困難な問題を抱える女性への支援のための施策と関連が深いと考え、本市の「市町村基本計画」については個別に策定せず、令和10年度の次期男女共同参画さっぽろプラン

ンにおいて、一体的に策定する予定です。

(2) 支援調整会議について

ア 設置の背景について

法第15条において、地方公共団体に支援調整会議の設置が努力義務とされています。

本市では、支援調整会議の設置に当たり、法の施行前である令和5年度から、民間団体の活動拠点を訪問してヒアリングを実施するなど各関係機関との調整に取り組み、令和6年8月、札幌市困難な問題を抱える女性支援調整会議（以下「本市の支援調整会議」という。）を設置しました。

なお、各政令指定都市を対象として令和7年5月に行われた千葉市の調査によると、政令指定都市で支援調整会議を設置済みと回答した自治体は、本市を含めた5市のみであり、全国的に見ても早期の設置であったものと認識しております。

なお、北海道においても令和6年7月、北海道困難女性等支援調整会議設置要綱を定め、北海道困難女性等支援調整会議を設置しています。

イ 支援調整会議の内容及び出席者について

本市では、札幌市困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）において、支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3段階で構成するものと定めています。

また、支援調整会議の構成員は、「設置要綱」別表に掲げる関係機関に属する者その他男女共同参画課長が必要と認める者と定めています。（以下「支援調整会議の構成機関」という。）（設置要綱第2条）

(ア) 代表者会議

代表者会議は、困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価を行うこと、また、実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価を行うこととしています。（設置要綱第3条）

(イ) 実務者会議

実務者会議は、地域における困難な問題を抱える女性の実態把握、困難な問題を抱える女性に関する諸問題についての意見交換や施策の検討を行うこととし、必要に応じて開催するものとしています。（設置要綱第4条）

(ウ) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別事例についての主担当機関の確認、支援

方針や対応方法の確認等のほか、今後一時保護や女性自立支援施設等への入所を要する可能性があるケースや、一時保護等までは要さないが、各種の福祉サービスを組み合わせる等して支援を行う必要がある者、施設退所後でアフターケアが必要な者等の状況把握及び対応方針の検討を行うこととし、必要に応じて開催するものとしています。（設置要綱第5条）

ウ 実施状況について

支援調整会議の開催頻度について、代表者会議は、原則、年1回以上開催するものとしています。また、実務者会議及び個別ケース検討会議は、支援調整会議の構成機関の求めに応じて開催することとしています。

本市では支援調整会議として、令和7年12月末日現在までに代表者会議を2回、実務者会議を5回開催しています。

(7) 代表者会議

支援調整会議の構成機関が集まり、各機関の取組について報告及び意見交換を行っています。

① 令和6年9月2日開催

出席団体より、対応に苦慮した事案についての事例報告があり、出席者からそれぞれが所管する支援の制度についての意見交換が行われました。

② 令和7年9月11日開催

令和6年度の支援調整会議の開催状況の報告、ひとり親支援の関係機関より、ひとり親支援についての取組報告が行われ、出席者からそれぞれが所管する支援の制度についての意見交換が行われました。

(1) 実務者会議

支援現場が抱える課題やニーズ、報道等で注目されている深刻な社会問題など、その時々を踏まえて会議のテーマを設定しています。参加者は、実務的な内容についての情報共有や意見交換を行うために、各窓口の相談員や民間団体の支援担当者など、実際に現場で対応にあたる実務者を中心として選定しています。

① 令和6年度第1回実務者会議（令和6年11月8日開催）

支援現場や各窓口において、精神的な不調を抱えた方への対応に苦慮する場面があるとの声から「配慮が必要な相談者への対応について」をテーマに開催しました。

民間団体3か所、区保健福祉部の母子・婦人相談員及び男女共同参画室のほか、オブザーバーとして精神保健福祉コンサルタントが参加しました。

民間団体や区の母子・婦人相談員から、対応に苦慮している事案についての事例報告を受け、出席者からそれぞれの知見を踏まえた対応策が提案されました。

② 令和6年度第2回実務者会議（令和7年1月21日開催）

若年女性が多額の借金を背負わされたり、売春を強要されるケースが増加しているという報道を受けて「悪質ホストの被害現状について」をテーマに開催しました。

民間団体2か所、男女共同参画センター、関連する市の部局2か所及び男女共同参画室が出席しました。

民間団体から、ホストに関する相談やトラブル事例など悪質ホスト被害の現状についての報告があり、この他に、被害の未然防止を目的とした本市における啓発活動の方向性について意見交換を行いました。

③ 令和6年度第3回実務者会議（令和7年3月6日開催）

女性支援機関の各窓口において高齢の相談者が増加傾向にあり、対応に苦慮する場面があるとの声から「高齢相談者への対応について」をテーマに開催しました。

民間団体1か所、道立女性相談支援センター、区保健福祉部の母子・婦人相談員、関連する市の部局1か所及び男女共同参画室のほか、オブザーバーとして特別養護老人ホームの施設長が参加しました。

区の母子・婦人相談員から、高齢夫婦の対応困難事例についての報告があり、高齢者虐待とDVとの相違点にも触れながら、実際の事例に基づく意見交換を行いました。

④ 令和7年度第1回実務者会議（令和7年8月7日開催）

川崎市で起きた元交際相手の男からの暴力やストーカー行為を警察に訴えていた女性が令和7年5月に遺体で発見された事件を受けて「ストーカーに関する相談の対応について」をテーマに開催しました。

民間団体1か所、北海道警察本部、道立女性相談支援センター、区保健福祉部の母子・婦人相談員、関連する市の部局1か所及び男女共同参画室が出席しました。

区の母子・婦人相談員から、ストーカー被害の相談事例についての報告があり、危険性についての警察の見解や同様の相談を受けた場合

の対応について確認を行いました。

⑤ 令和7年度第2回実務者会議（令和7年12月24日開催）

児童虐待とDVには深い連動性があることが指摘されていることから、これまでも本市児童相談所と関係者会議を開催していましたが、出席者の範囲を拡大することで実務者会議に位置付けて、「DVシェルター避難児童への心理ケア等について」をテーマに開催しました。

民間団体2か所、区保健福祉部の母子・婦人相談員、関連する市の部局1か所及び男女共同参画室が出席しました。

民間団体から、面前DVを経験したDVシェルター避難児童の事例報告を受け、避難児童やDV被害者である母への心理ケア等を主軸として、出席者からそれぞれの知見を踏まえた意見交換が行われました。

(ウ) 個別ケース検討会議

支援調整会議の設置以降、構成機関等から個別の支援対象者についての会議招集依頼はなく、実施に至っておりません。また、現時点で相談・依頼を受けている個別事例がないため、開催予定はありません。

なお、庁内の各福祉部門においては、困難な問題を抱える女性支援調整会議としてではなく、関わりの深い部署が各関係者を集めて個別のケース会議を実施している状況があります。

(3) 女性相談支援員について

法第11条において、市町村に女性相談支援員の設置が努力義務とされています。

女性相談支援員とは、様々な困難を抱える女性の相談に応じ、適切な支援や情報提供を行う専門職です。令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、従来の「婦人相談員」から「女性相談支援員」へ名称が変更されました。

本市においては、「母子・父子自立支援員」、「母子父子寡婦福祉資金償還協力員」、「女性相談支援員」の3職種を兼務する母子・婦人相談員を令和6年度は18名、令和7年度より2名増員し、20名配置しています。

4 道との協力体制について

(1) 道との連携について

ア 支援調整会議における相互連携について

本市では、道の設置する「北海道困難女性等支援調整会議の代表者会議」及び「石狩地域における配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議」への参画を通して各関係機関との支援策等に係る情報共有を行っています。

また、道立女性相談支援センターは、本市の支援調整会議の構成機関の一員であることから、本市の支援調整会議においても、困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価の実施について、道と連携しています。

イ 一時保護における連携について

(ア) 一時保護について

女性相談支援センターが行う支援として、法第9条第3項第2号において、困難な問題を抱える女性の緊急時における一時保護、また、同条第7項において、緊急に保護することが必要と認められる場合等に、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に一時保護を委託して行うことが定められています。

道立女性相談支援センターでは、公的シェルターでの一時保護を行うほかに、道内各地の民間団体が運営する各シェルターに一時保護を委託しています。

本市は法に基づく一時保護施設を保有していないことから、札幌市配偶者暴力相談センターや各区保健福祉部の母子・婦人相談員が受けた女性相談のうち、安全の確保を要すると判断される場合は、道立女性相談支援センターに一時保護を依頼しています。

(イ) 道立女性相談支援センターが行う一時保護の利用状況（令和6年度）

道立女性相談支援センターによると、令和6年度における本市が関与した一時保護の件数は、公的シェルターの利用が20件であり、そのうち13件が配偶者等からの暴力を理由とした入所であるとのことです。

また、民間シェルターの利用は16件であり、そのうち13件が市内、3件が市外の民間シェルターを利用しているとのことです。なお、要保護者が公的シェルターではなく民間シェルターを利用する主な理由は、公的シェルターに共同生活、外出・通信制限、ペット不可、12歳以上の男児の受け入れ不可といった制約があるためとのことです。

5 官民協働体制について

(1) 民間団体等との連携について

ア 支援調整会議における構成団体

本市の支援調整会議の構成機関として連携している民間団体及び主な活動内容は下記のとおりです。

①特定非営利活動法人女のスペース・おん

- ・相談業務
- ・暴力被害女性の緊急一時保護

- ・被害女性の自立支援等
- ②特定非営利活動法人 CAN（きゃん）
 - ・若年層に対する相談
 - ・自立支援事業等
- ③NPO法人女性サポート Asyl（あじーる）
 - ・生活困窮者シェルター事業
 - ・地域居住支援事業等
- ④NPO法人ゆいネット北海道
 - ・性暴力被害者支援センター北海道の運営
 - ・性暴力被害者支援の養成講座等
- ⑤公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
 - ・相談事業
 - ・犯罪被害者等支援事業等
- ⑥北海道子どもの虐待防止協会
 - ・北海道子どもの虐待防止協会の運営
- ⑦社会福祉法人北海道社会事業協会・すずらん
 - ・母子生活支援施設の運営

上記団体は、困難を抱える女性の相談先や生活支援先として、従前より連携・協力体制をとっているところですが、支援調整会議において行われる各団体からの取組報告や情報交換を通じて、官民が互いに把握していなかったそれぞれの支援について知る機会となり、更なる連携強化が期待されているところです。

イ 困難を抱える女性支援事業における協力団体

困難を抱える女性支援事業の内容については、上記2の(1)のとおりです。

当該事業の関連団体には、上記①～③の民間団体に加え、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会、NPO 法人リカバリー、NPO 法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port、札幌友の会、特定非営利活動法人ひとり親とこどもふぉーらむ北海道、NPO 北海道ネウボラが挙げられます。

相談会やワークショップでの相談支援、自宅への訪問支援、行政手続き等に付き添う同行支援において、これらの民間団体と連携して実施しています。

(2) 官民協働体制の強化のための取組について

女性が抱える困難はDV、孤独・孤立、生活困窮など複合的かつ複雑化し、また、支援現場のニーズは常に変化しており、単独の行政機関や既存の支援枠組みのみでは対応しきれない課題があると認識しています。

女性たちが抱える複合的かつ複雑化した問題全体を捉えた包括的な支

援を実現するために、本市では、官民協働体制の強化に資する取組として、上記3-(2)のとおり、支援調整会議（代表者会議及び実務者会議）を開催しています。

代表者会議は、困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証を行い、支援の実施体制の評価を目的としています。分野横断的な多様な団体が参加することで、官民の支援機関が顔の見える関係を構築するねらいがあります。

また、実務者会議は、地域における困難な問題を抱える女性の実態把握及び諸問題についての意見交換や施策の検討を目的としています。支援の現場で活動する実務者を主なメンバーとして、会議のテーマに応じて参加団体を絞り込み、10名程度の少人数の規模で開催することで、出席者の距離を縮めて、より活発に意見交換が可能な場となるようにしています。

出席者からは、支援者同士が互いに助け合える関係を築ける場になるという評価もあり、今後も、本市の支援調整会議を活用して、各支援機関がスムーズに連携して協働できるようネットワークの構築と関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

6 今後の課題について

政令指定都市の中でも女性の人口比率が最も高い本市においては、困難や不安を抱える女性への支援は重要な市政課題の一つであると認識しています。しかし、困難な問題を抱える女性の範囲が広いことで、具体的な支援対象のイメージを捉えづらく、組織内での浸透に至っていないという課題があります。庁内には、福祉、保健医療、労働、住まい、教育等の専門化されている各制度の所管が存在していますが、包括的で切れ目のない女性支援を進めるためには、まず庁内での連携が滞りなく進むよう、組織全体に法の趣旨への理解と女性支援に関わりがあるという意識が醸成されるよう努めてまいります。

また、支援調整会議について、設置から1年ほど経つところ、運営方法について十分な検証が行われていないと考えます。関係機関との連携強化を図る場としての質を高められるよう、効果的な運営方法について検証し、関係機関に対し、会議へ参加することの重要性を浸透させ、連携強化の基盤の確立に取り組んでまいります。

さらに、令和6年度に実施した「成人女性を対象とした生活状況に関する調査」において、全年齢層で「気軽に話を聞いてもらえる相談窓口」と「利用できる支援制度の情報提供」へのニーズが高いという結果となり、相談窓口や現行の支援制度の情報が真に必要な方々に十分届いていない可能性が明らかになりました。このことから、相談機関や支援制度の認知度の低さが、支援の手を差し伸べるうえでの課題であると認識しています。今後、他都市の事例などの情報収集に努め、相談窓口や各支援制度の効果的な普及啓発の検討を進めていきたいと考えます。

そのうえで、困難を抱えていながらもどこにも相談していない女性や相談窓口までたどり着けない女性に対し、アウトリーチ型の支援の拡充を検討し、行政側から寄り添う姿勢を明確にすることで、支援を必要としている方が心理的なハードルを感じずに助けを求められるような環境づくりを目指してまいります。

オンブズマンの判断

はじめに

これまでの女性支援は売春防止法を根拠法としていましたが、困難女性支援法の成立によって、支援を必要とする対象者が拡大されました。法には、要支援者を社会全体で支えていく道筋が明示されています。

法が成立した背景には、コロナ禍であった令和2年の女性の自殺者数が前年より15.4%増加し、そのうち最も多かったのが「被雇用者・勤め人」であったことへの強い危機意識がありました。非正規雇用で働く女性の雇い止めやシフト減が進んだことが原因とされています（令和3年11月3日朝日新聞）。特に、ロスジェネ世代を含む単身・非正規雇用の女性は、約半数が老後に貧困化するという予測もされています。従来の支援の根拠法とされていた売春防止法やDV防止法では、支援の対象として可視化されなかった層です。

地域社会の将来を考えると、女性の自立支援に本気で取り組むことは行政にとって極めて重要です。調査を通じて、本市には、行政と協働できる社会資源としての民間団体の存在が厚い層となって存在していることがわかりました。これは本市としての強みであるとオンブズマンは考えます。

以下、Ⅰ）本市の回答について、Ⅱ）民間団体へのアンケートの結果について、Ⅲ）民間団体へのヒアリングの結果について、Ⅳ）総括の順にオンブズマンの判断を述べます。

Ⅰ 市の回答について

1 これまでの施策と民間団体との連携

本市は、平成17年に他の政令指定都市に先駆けて、「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設した実績があります。それ以降、札幌市の女性支援施策は他都市のモデルとなってきたことについて、オンブズマンは高く評価するところです。

本市における女性支援施策は、市の回答2のとおり、生活困窮、暴力被害、ひとり親支援、外国籍など、支援を必要とされている方々への各相談事業やSNS相談、アウトリーチ型支援など多様な方法を駆使して様々な支援に取り組んでいます。関係する市の部局も、市民文化局、子ども未来局、保健福祉局、経済観光局、総務局と多岐にわたっていることがわかります。

市の回答1に述べられているとおり、困難女性支援法の対象者には、「単

に一つの問題に留まらない複雑な背景」があり、問題が多岐にわたるゆえに、支援の難しさがあることも想像されます。

市は、市の回答5の(2)において、女性が抱える困難はDV、孤独・孤立、生活困窮など複合的かつ複雑化しており、単独の行政機関や既存の支援枠組みのみでは支援現場のニーズに対応しきれない課題があると述べ、官民協働体制の強化のための取組として支援調整会議を挙げています。オンブズマンも、複雑化する現状が深化するなか、民間団体との連携、協働を強化していく有効な体制を確立する必要があると考えます。

2 困難女性支援法成立後の取組について

困難女性支援法において定められている市町村基本計画、支援調整会議、女性相談支援員の配置について、本市の取組状況は市の回答3のとおりです。

支援調整会議について、市は、法の施行前から各関係機関との調整に取り組み、他都市と比べてもかなり早い段階で、令和6年8月に「札幌市困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置し、同年9月2日には、最初の代表者会議が開催されています。

支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3段階で構成され、市は現在までに「代表者会議」を2回、「実務者会議」を5回開催しています。

市の回答3-(2)のアにおける説明のとおり、「代表者会議」は、支援に関する地域の仕組みの検証や支援の実施体制の評価を行うこととされており、総括的な役割を担うと考えられます。

また、「実務者会議」では、地域の実態把握及び諸問題についての意見交換等を行うこととされています。実際に現場で対応にあたる実務者を中心として、少人数の規模で開催することで、出席者の距離を縮めて、より活発に意見交換が可能な場となるようにしているとのことです。

市は、今後も会議を活用して、ネットワークの構築と関係機関の連携強化に取り組むと述べており、オンブズマンとしても、関係諸機関の協働を実質的に進める仕組みとして大いに期待するものです。

一方、「個別ケース検討会議」については、構成機関等から会議の招集依頼がないため、実施されておらず、また、現時点で相談や依頼を受けている個別事例がないため、開催予定はないとのことです。

支援調整会議は、官民協働体制の基盤となるものです。あとで見るように、民間団体への調査においても、様々な期待が寄せられました。

また、本市の女性相談支援員は、「母子・父子自立支援員」、「母子父子寡婦福祉資金償還協力員」を兼務しているとのことであり、「母子・婦人相談員」という名称で20名を配置しているとのことです。

3 道との協力体制について

北海道と札幌市は、それぞれが主催する支援調整会議等の構成員として情報共有などの連携関係を維持しているとのこと。

本市は法に基づく一時保護施設を保有していないため、一時保護の事案が生じた際は、道に依頼することとなります。

女性人口の札幌市への集中状況を考慮すると、札幌市内における一時保護の需要が十分に満たされているのかは、オンブズマンが懸念するところです。

4 今後の課題について

市は、今後の課題として3点を挙げています。

1つ目に、困難な問題を抱える女性の範囲が広いことで、具体的な支援対象のイメージを捉えづらいために、組織内での浸透に至っていないことを挙げています。市は今後、包括的で切れ目のない支援を進めるために、まず市内での連携が滞りなく進むよう、組織全体に法の趣旨への理解とそれに伴う意識の醸成に努めていくとのこと。

2つ目に、支援調整会議について、運営方法について十分な検証が行われていないことを挙げています。今後、効果的な運営方法について検証し、関係機関に会議へ参加することの重要性を浸透させ、連携強化の基盤の確立に取り組むとのこと。

3つ目に、支援の手を差し伸べるうえでの課題として、相談機関や支援制度の認知度の低さを挙げています。今後は、他都市の事例などの情報収集に努め、相談窓口や各支援制度の効果的な普及啓発の検討を進めていくとのこと。また、アウトリーチ型の支援の拡充を検討し、行政側から寄り添う姿勢を示すことで、支援を必要としている方が助けを求めやすいような環境づくりを目指していくと述べています。

市は、本市の女性支援に係る「市町村基本計画」を、令和10年度からの次期男女共同参画さっぽろプランにおいて一体的に策定するとのこと。オンブズマンとしては、スピード感を持って現状の課題に対応する施策を立てていただくことを期待しています。

II 民間団体へのアンケートの結果について

市と連携している民間団体を中心に、困難な問題を抱える女性への支援に係る20団体に対し、アンケート調査への協力依頼を行い、15団体から回答を得ました。

1 本市における民間団体の実績

各団体の設立年次は、最も古いものは昭和27年で、新しい団体でもすべて10年以上の活動実績を持っていました。15団体のうちNP0法人は7団体で、各団体の規模は10人未満から大規模のものまで多様です。支援対象は、生活困窮者、暴力被害者、若年女性、ひとり親、外国籍、性的マイノリティ

など多岐にわたっており、それぞれの団体が対象範囲を焦点化して専門的に支援を行っていました。

民間団体の長年にわたる活動実績は高く評価されるもので、本市の社会資源としての存在感に注目したいと考えます。

2 民間団体が必要としている支援

アンケート調査から、各民間団体が抱えている共通する課題として以下のことが抽出されました。

(1) 単一の行政部署や支援団体では対応しきれない事例の増加

支援の対象となる女性が多岐にわたる困難を抱えている場合が多く、複数の機関との連携が必要であることは自明です。行政と民間との連携はもとより、庁内の部署間での連携、関係機関同士の連携など、連携には様々な局面があることを前提としなければなりません。

アンケートには、多様なニーズに対し、複数の機関との連携に苦慮する意見がありました。連携を助ける仕組みが必要とされていると考えます。

アンケートには以下のような意見がありました。

- ・「重層的な課題を抱えている方が多く、複数の機関と連携をして支援をしなくては解決していけない案件が増えている。」
- ・「生活困窮と精神疾患、母子の共依存関係が複雑に絡んでいるケースなどがある。」
- ・「成人女性の支援のなかで、児相の協力が必要なケースも多いが、連携が難しい。」
- ・「外国籍あるいは外国につながる方々への支援で、子育て、高齢者、障がい者などへの支援を同時に必要とする場合が多いので、国際部以外との連携を必要としている。」
- ・「担当部署が複数にわたっている場合、管轄が違うのでもっと横のつながりが密でないとうまく連携できない。」
- ・「学校機関との連携が必要な時がある。」

(2) 一時保護所や居場所、自立支援施設の不足

アンケートでは、回答した半数以上の団体が、「緊急一時的に避難することが必要であるケースにおいて、一時保護所を利用することができなかったことがある」と答えています。利用に至らなかった理由としては、携帯電話が使用できないなど入居要件が厳しい、必要なタイミングでの利用ができない、などの理由が多くあげられていました。

都道府県に設置義務のある一時保護所については、入居要件が厳しく使えないケースが多いことは厚生労働省が実施した全国調査においても明

らかにされており（「令和5年度厚生労働省女性支援室調べ」による）、本アンケートからもそのことが読み取れます。

一方で、「要支援者の居場所がない」、「民間アパートへの入居が困難」とのニーズがあり、緊急避難場所としての一時保護所以外にも、「伴走型の自立支援のために必要となる中長期的保護施設」の必要性が推測されます。

アンケートには以下のような意見がありました。

- ・「性暴力を受けた要支援者の居場所がない。」
- ・「高齢者や障がいのある要支援者を支援する場合、民間アパートへの入居が難しい。」
- ・「一晩だけでも緊急的に利用できる避難場所となる一時保護所が必要。」
- ・「身近な地域のなかに、安心できるシェルター的な場所の必要性を感じる。」
- ・「伴走型の自立支援ができる中長期的な保護所が必要。」

(3) 支援調整会議への期待

支援調整会議に参加したことのある団体は、回答者の半数でした。支援調整会議で行われている内容を知らない団体や会議の参加要件はなにかという声も聞かれ、支援調整会議が民間団体に広く浸透していない一面もみられました。

会議に参加する団体は、支援調整会議を通じて、それぞれの機関の役割を知ること、いざというときに連携できる民間団体同士の有機的なつながりも期待しているものと考えます。

アンケートには、以下のような意見がありました。

- ・「連携、協働するうえで、それぞれの機関の役割、専門性を理解する必要があると思いますが、それを確認する場がないので、会議に出席しても有効な役割を明確化することができていないと感じました。お互いの機関、施設の相互理解を進めるための会議があると良いと思います。」
- ・「どこまでの民間団体が支援調整会議に呼ばれているのかわかりません。身近な区や地域内での支援調整会議、あるいは、ワーキンググループの会議などを開いてほしい。」
- ・「関係者が顔を合わせ情報の共有がスムーズに行われることが重要です。より困難なケースにおいて関係機関が共有、検討できる個別ケース検討会議の開催を望みます。」

(4) その他

民間団体として、活動の持続可能性を担保するための人的・経済的基盤がぜい弱であることを懸念する意見がありました。

支援の対象者が拡大し、一人ひとりが抱える困難の複雑化が深刻になっている現状を鑑みると、行政側の理解と踏み込んだ支援団体への支援が切実に求められていると考えます。

アンケートには以下のような意見がありました。

- ・「民間団体は財政基盤が弱いため、行政と対等な立場で協働することは難しいと感じます。」
- ・「人件費、物価が上がっているため、公定価格を上げてほしい。」
- ・「活動費としては、委託料が一番大きい割合だが、委託事業は委託の予算だけでは回らず、寄付や会費、民間の助成金で賄っている。」
- ・「ハローワークに求人を出しても、報酬が低すぎるので応募はありません。」
- ・「人数を補強したくても、経営を考えると不足のままやっていくしかない。」
- ・「職員数がギリギリで、次世代の担い手への教育継承をする余裕がない。」
- ・「市から、委託という名の丸投げをされている。」
- ・「支援する側として SOS を出しても、行政と一緒に考えてくれたり、責任を共有してもらえない。」

Ⅲ 民間団体へのヒアリング結果について

アンケート調査において回答を得た民間団体のうち、ヒアリングへの協力の意向が示された団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。各団体で共通していた主要な課題は、1) 支援調整会議についてと2) 行政に期待する支援体制として、整理することができました。

1 支援調整会議について

市は、支援調整会議を官民協働体制の強化に資する取組としてあげています。オンブズマンも、支援調整会議は官民協働の柱であり、連携する諸団体との情報共有はもとより、被支援者の困難の解決や自立に向けて、実質的な機能を発揮していくことが期待され则认为ます。

ヒアリングでは、以下のような意見がありました。

- ・「代表者会議は行政発信のコーディネート会議であり、堅苦しい印象もあったが、有益な情報も得ることができた。」
- ・「会議で行政と支援団体、特に支援団体同士の顔が見えることは大事だと思う。そこから、いざという時の協働関係を取りやすくなる。」
- ・「実務者会議は、代表者会議より本音を言いやすい雰囲気があった。」
- ・「民間団体同士が有機的につながるには、お互いの団体の機能特性を知る必要がある。支援調整会議を利用したいと思う。」
- ・「会議の座席については、行政側と民間団体側というふうに分けるのではなく、行政と民間団体が隣り合う座席だとお互いに知り合う機会になりやすい。」
- ・「個別ケース検討会議で取り上げてほしい事例はたくさんあるが、民間団体から声を挙げるのはハードルが高い。行政への遠慮もあると思う。」
- ・「個別ケース検討会議は行政から照会があると思っていた。」
- ・「事例検討は、事後に行うもの以外に、現在進行中の解決を急ぐ案件でも相談できる会議がほしい。」
- ・「具体的なケース検討を通じて、有機的につながっていけるという期待がある。」

支援調整会議は３段階で構成されており、その目的や出席する関係者などが異なります。それぞれの会議の特徴を活かすために、招集の仕組みや会議運営についてはさらなる検証と運用が期待されます。

支援調整会議のうち、「代表者会議」は年に１回以上の開催が原則とされ、支援調整会議の構成機関が集まり、各地域・機関の支援体制について総括的な検証、評価を行なう役割を担っているものと理解されます。

「実務者会議」への参加者について、市の回答からは、たとえば警察関係者や医療関係者など必要に応じて領域横断的な機関との連携が意識されているとオンブズマンは思いました。このことは、現場での支援を担う団体にとっては協力関係を構築するうえで非常に有効であると考えます。

一方で、民間団体については、１回の会議に対し、参加数は１～２団体であり、決して多いとは言えません。ヒアリングでは、民間団体同士の「顔が見える」「互いの団体の機能特性を知る」場として、支援調整会議に期待を寄せている声が多く聞かれました。

市によれば、実務者会議の参加者からも「支援者同士が互いに助け合える関係を築ける場になる」という評価を得ているとのことであり、民間団体同士の「有機的なつながり」を作る場としての効果が期待できると思います。

実務者会議は、活発な意見交換の場にするために少人数の規模で行っているとのことですが、より多くの民間団体の参加しやすい招集方法が望まれていると思います。

また、「個別ケース検討会議」は、会議発足以来一度も招集されていません。しかしながら、アンケートやヒアリングでは開催要望の声が多く、民間団体に期待されている会議体であると推察します。

「個別ケース検討会議」については、解決後に関係者によって検証するための会議〈事例検討型〉に加え、複数の関係機関が連携して対応しなければならない緊急案件が発生したときに招集できる検討会議〈緊急対応型〉を望む声もあり、二つの形態を機能別に使い分けることができれば、より民間団体のニーズに応えうると思います。

市によれば、現時点で相談・依頼を受けている個別事例がないため、今後の開催予定はないとのこと。しかし、「民間団体から声を挙げるのはハードルが高い。」「行政への遠慮もある。」という声もあることから、市には、幅広い民間団体の声やニーズを積極的に取り上げる方法について、検討していただきたいと思います。

市は、今後の課題として、関係機関に対し、会議へ参加することの重要性を浸透させ、連携強化の基盤の確立に取り組んでいくと述べています。民間団体に対しても、支援調整会議の開催を十分に周知し、積極的な活用を促していただきたいと願います。

2 行政に期待する支援体制について

行政に期待する支援体制としては、ワンストップセンターの整備への期待が多く語られました。

ヒアリングでは、以下のような意見がありました。

- ・「関わりが必要な関係機関との会議を速やかに招集してくれる機能をワンストップセンターに持ってほしい。」
- ・「「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「外国人」などそれぞれ別の部署が対応しますが、高齢女性の外国人はどこに相談へ行けばいいのでしょうか？あるいは、子どもで外国人で障がいを持っている場合、いじめにあっているとしたら、どこが管轄になるのでしょうか。相談窓口の1本化は、相談というものが複合的であるからです。」
- ・「ワンストップセンターに、必要な関係各部署に連絡できるキーパーソンを配置してほしいです。」
- ・「様々な情報が一元的に集約されている場所があると良い。一時保護所やシェルターの空室情報など、現在はあちこちに電話をかけまくって探しているのが現状です。」
- ・「外国人労働者の相談窓口はなかなかありません。そして、労働問題は相談できても、そこは労働問題のみです。家を失った場合、食べるものがない場合、ケガをした場合、病気の場合などは、また違う所に相談となります。これらは、女性の相談窓口と同じ構造だと感じています。」

・「庁内横断的な連絡網がほしい。現在、札幌市は福祉部門における支援調整課を各区に設置しているが、すでに相談させてもらっています。要支援の個人だけではなく、世帯単位での支援が必要な場合に、支援調整課が動いてくれるので期待している。ワンストップセンターにも同様な機能があるなら効果があると思う。」

アンケートでは、単一の行政部署や支援団体では対応しきれない事例が増加していることが指摘されており、連携を助ける仕組みの必要性が示唆されました。ヒアリングでは、これらの重層的な課題に対応するためのワンストップセンターを求める声が多く聞かれました。

「相談窓口の一本化」や「様々な情報が一元的に集約している場所」といったワンストップ機能に加え、「必要な関係各部署に連絡できるキーパーソンの配置」や「庁内横断的な連絡網がほしい」など、民間団体が苦慮している情報収集や連携を助ける仕組みを求める声がありました。

ワンストップセンターは、支援される側、支援する側の双方にとって非常に有用であるとオンブズマンは思います。

支援される側としての大きなメリットは、アクセスがスムーズにできるようになることです。どこへ相談してよいかわからないという対象者の最初の受け皿として、交通整理の役割が期待できると思います。

このことは、市が今後の課題の一つとして挙げている、「相談窓口や現行の支援制度の情報が支援を必要としている方々に十分に届いていない」という状況の改善にも寄与するものと思います。

また、支援する側である支援団体にとっても、一時保護所やシェルターの空室情報がすぐにわかるといったメリットがあります。ヒアリングでは、利用できる一時保護所が見つからず、自前のネットワークに頼り、資源を探してあちこちに電話して探さなければならなかったり、あるいは保護をあきらめる場合もあったなど、厳しい現場の実態が窺われ、こうした状況に対し、大きな助けになるものと考えます。

IV 総括

今回の発意調査は、行政の施策と民間団体の実践をより有効に架橋する方法を模索する試みでもありました。

それぞれの立場から認識される本市の女性支援の課題を共有することで、行政と民間団体との対等な関係基盤が強化され、真の意味での「官民協働」が実現することを期待しています。

最後に、本調査からオンブズマンが考える今後の課題を5点、挙げたいと思います。

1 支援調整会議の活用

支援調整会議についてのオンブズマンの考えは、Ⅲ-1に述べたとおりです。「実務者会議」は、行政との連携はもとより、民間団体同士の連携を促進するうえでも、大変有効な会議であると思いますので、多くの民間団体が参加しやすい方法を考えていただきたいと思います。

また、「個別ケース検討会議」は未だ開催されていませんが、民間団体からは要望の声が多くありましたので、民間団体の潜在的なニーズをうまく吸い上げていただきたいと思います。

市は、官民協働体制の強化に資する取組として、支援調整会議を挙げており、オンブズマンもその重要性は理解するところです。官民協働体制については「行政と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら支援を行う」という方針が国から示されています。

一方、アンケートやヒアリングでは、「行政と対等な立場で協働することは難しい」「民間団体から声を挙げるのはハードルが高い」との声も聞かれ、行政に対して意見を伝えやすい環境や雰囲気の醸成が必要であると考えます。

支援調整会議について、十分に周知し、会議の有効性について知っていただくことは、民間団体の積極的な活用を促すと思います。

市によれば、今後、支援調整会議の効果的な運営方法について検証していくとのことですので、より実質的な機能を発揮できる会議となることをオンブズマンも期待します。

2 一時保護所の拡充と自立支援のための居場所づくり

Ⅱ-2-(2)に述べたとおり、一時保護については、現存の施設だけではニーズに追いついていない現状があります。

一方で、一時保護が終わっても戻る場所のない要支援者が存在することから、緊急一時的な利用に限らず、自立の過程のタイミングに合わせた支援施設が求められていることも示唆されました。

女性の人口割合が高い札幌市として、一時保護所や自立支援のための居場所づくりへの対応は喫緊の課題であると考えます。

3 ワンストップセンター機能への期待

オンブズマンの考えは、Ⅲ-2に述べたとおりです。民間支援団体におけるワンストップセンターへの期待は大きなものがあります。

たとえば、大分県の「こども・女性相談支援センター」は、困難を抱えた女性の相談窓口を一本化しており、児童相談所と女性相談支援センターを総合的に運営することで、複数機関にまたがる課題や家族全体への支援に対応しています。

また、本市では複合的な福祉課題を抱える要支援者に対応する組織横断的な支援を行うための「支援調整課」を令和7年4月から全区役所の保健福祉部内に設置しています。庁内横断的な連絡網として、支援調整課を活用している民

間団体の例もあり、これはワンストップセンター機能のモデルになるものと考えます。

ワンストップセンター機能の構築は、本市のこれまでの女性支援施策や社会資源の活用によって十分に可能であるとオンブズマンは考えます。本市の状況に即した体制について模索していただきたいと思います。

4 母子・婦人相談員の専門性の確立

法では、女性相談支援員の位置づけが重視されており、その役割はこれまでの相談業務に加え、自立支援に必要な他機関への架橋業務も射程に入るものとなっています。本市では、母子・婦人相談員との名称で、法の成立後に2名を増員し、全市で20名を配置しています。

本市の母子・婦人相談員は、官民を超えた関係機関部署との連携の要であり、必要な専門性を確立するための雇用の安定と研修制度の充実が重要と考えます。

5 組織全体への意識の醸成について

市は、今後の課題として、困難な問題を抱える女性の範囲が広いことで、具体的な支援対象のイメージを捉えづらいために、組織内での浸透に至っていないことを挙げています。

オンブズマンも、困難女性支援法の取組は、市民文化局、子ども未来局、保健福祉局などの中核となる部局のみが担うものではなく、全庁的な理解と協力のもとで行われなければ実効性を担保できないと考えます。

オンブズマンは調査の中で、担当部局が、法の趣旨を全庁的に浸透させるための地道な努力が続けられていると感じました。困難女性支援法に対する理解を深め、必要なときに必要な連携がスムーズにできる土壌をつくっていただきたいと思います。

困難を抱える女性への支援が、地域社会の発展につながるものであることを理解し推進していくことは、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の理念にも合致するものだと考えます。

困難女性支援法の成立により、今後、本格的な取組が期待される困難を抱える女性への支援は、社会の持続可能性を考えるうえでの女性・家族・子どもに関わるリスクヘッジでもあります。

令和10年度の次期男女共同参画さっぽろプランでは、誰一人取り残さず、女性や子どもが安心して暮らせる札幌像を具体的に示していただくことを切に望みます。

本調査の結果が、これからの札幌市の力強いまちづくりに役立つことを願ってやみません。

謝辞

この度の発意調査においては、担当部局である市民文化局男女共同参画室男女共同参画課及び関係する民間団体の皆様に多大なご協力をいただきました。あらためて、心より感謝申し上げます。

【参照条文等（抜粋）】

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。